

事務連絡
平成29年5月11日

公益社団法人 日本皮膚科学会 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医事課

独立行政法人国民生活センター報道発表資料「なくならない脱毛施術による危害」の送付について（依頼）

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）あてに送付いたしました。この点、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知、情報提供の適正化に向けた適切な指導等をお願いいたします。

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、藤田
TEL:03-5253-1111 (4098、2519)
FAX:03-3501-2048

厚生労働省医政局医事課 中村
TEL:03-5253-1111 (2569)
FAX:03-3591-9072

別添

事務連絡
平成29年5月11日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医事課

独立行政法人国民生活センター報道発表資料「なくならない脱毛施術による危害」の送付について（依頼）

脱毛施術により危害を受けたという相談について、医療機関とエステそれぞれ受けたものの合計数が、昨年度は前年同時期に比べて増加傾向が見られることや、独立行政法人国民生活センターが医療機関やエステで脱毛を受けたことのある方を対象に実施したインターネットアンケート調査において、回答者の約4分の1が、過去3年間に脱毛を受けた後にやけど、痛み、ヒリヒリ感などの身体症状が生じた経験があるとの回答があったこと等を踏まえ、その実情を周知するため、今般、独立行政法人国民生活センターより「なくならない脱毛施術による危害」（別添参照）が公表されました。

その中で、行政に対して、

- ・ エステで医師法に抵触する施術が行われている場合は、適切な対応を講じること
 - ・ 脱毛を行う医療機関において十分なインフォームド・コンセントがなされるよう、指導を行うこと
 - ・ 法律に抵触するおそれのある医療機関の広告について、指導を徹底するよう要望、また、消費者に誤認を与えるおそれのある医療機関のホームページについて、指導を行うこと
- について要望がなされました。

美容医療サービス等については、これまでも、インフォームド・コンセン

ト及び医療機関の広告等の適正化に向けて適切な対応や周知を依頼してきたところですが、改めて関係通知等をご確認いただき、引き続き、貴管下の関係団体、医療機関等への周知徹底や適切な指導等をお願いいたします。

また、医師でない者が診断を行っている等の医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に違反する行為に関する情報に接した際には、適切な指導等を行うほか、必要に応じて、警察等の関係機関と適切な連携を図られるようお願いいたします。

また、厚生労働省ホームページ「医療法における病院等の広告規制について」において、

- ・ 美容医療サービスを受けるに当たっての確認ポイント（政府広報平成 29 年 2月）
- ・ 美容医療等を受ける前に確認したい事項と相談窓口について（平成 29 年 3月改定）

を公表していますので、貴自治体内にて関係部署と適宜連携の上、例えば自治体内の受付窓口に備え置く等、地域住民に対する注意喚起の際にご活用いただきますようお願いいたします。

(関係通知等)

- ・ 「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」（平成 13 年 11 月 8 日付け医政医発第 105 号厚生労働省医政局医事課長通知）
- ・ 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330014 号医政局通知、平成 25 年 9 月 27 日一部改正）
- ・ 「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について（依頼）」（平成 24 年 3 月 23 日付け医政総発 0323 第 11 号・医政医発 0323 第 2 号厚生労働省医政局総務課長・医事課長連名通知）
- ・ 「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）について」（平成 24 年 9 月 28 日付け医政発 0928 第 1 号厚生労働省医政局長通知）
- ・ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長通知）
- ・ 「美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について（依頼）」（平成 28 年 1 月 7 日付け医政総発 0107 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知）
- ・ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等に関する質疑応答集（Q & A）の送付について」（平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）

以上

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、藤田

TEL:03-5253-1111 (4098、2519)

FAX:03-3501-2048

厚生労働省医政局医事課 中村

TEL:03-5253-1111 (2569)

FAX:03-3591-9072



【法人番号 4021005002918】

報道発表資料

平成29年5月11日

独立行政法人国民生活センター

なくならない脱毛施術による危害

PIO-NET^(注1)には、2012年度以降の約5年間に、脱毛施術により危害^(注2)を受けたという相談が964件寄せられています（図1、2017年2月末日までの登録分）。件数は2013年度以降減少傾向にありました。昨年度は前年度同時期に比べて増加傾向がみられました。危害事例の内訳をみると、エステティックサロン（以下、「エステ」とします。）で受けた脱毛によるものが680件、医療機関で受けた脱毛によるもの^(注3)が284件でした。

また、当センターで、2017年3月に、エステや医療機関で脱毛を受けたことのある人を対象にインターネットアンケート調査を実施したところ、回答者の約4分の1が、過去3年間に脱毛を受けた後に、やけど、痛み、ヒリヒリ感などの身体症状が生じた経験があると回答しました。

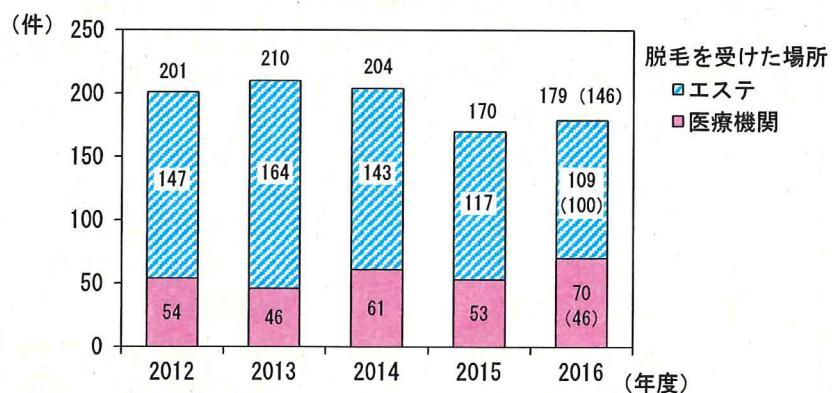
そこで、脱毛を受けて危害が発生したという相談情報と、アンケート調査結果の分析を行い、消費者に情報提供するとともに、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、関係機関への要望及び情報提供を行うこととしました。

（注1）PIO-NET（バイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

（注2）PIO-NETにおける危害とは、商品・役務・設備に関連して、身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けた相談を指す。

（注3）PIO-NETに「医療サービス」として分類登録されている相談のうち、「美容」に関連する医療サービスで、「脱毛」という語句を含む相談。2014年度以前の相談件数には、国民生活センター受け付けの相談のうち、消費生活センター等や消費者団体等からの経由相談は含まれていません。また、2015年度以降は、消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。

図1. 危害件数の推移



※カッコ内は前年度同時期件数（2016年2月末日までの登録分）

1. 脱毛について

脱毛は、大きく分けて、医療機関と医療機関以外（エステ）の2つの施設で行われています（表1）。

高い脱毛効果を得るためにには、皮脂腺開口部から毛乳頭の間に
あるバルジ領域に存在する、毛を形作る細胞である「毛包幹
細胞」を熱変性（破壊）する必要がありますが、「毛乳頭、皮脂
腺開口部等を破壊する行為」は「医行為」^(注4)に該当するため、
医療機関でしか行なうことができません。エステで行なうことができる
のは、光を照射すること等による一時的な除毛・減毛など、
医行為に該当しない範囲の施術のみです。

医療機関で行われる脱毛は、人体の組織を破壊する行為であるため、やけどや腫れ、赤みなどの皮膚トラブルが起きる可能性があるとされていますが、トラブルが起きた際も直ちに医師の診察を受けることができます。

（注4）医行為：医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為。（「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日付医政発第0726005号）

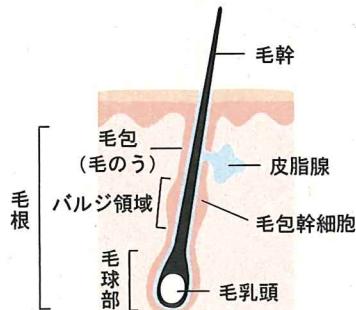


表1 エステと医療機関で行われる脱毛の違い

	エステ	医療機関
概要	医行為に該当しない範囲の施術	<p>厚生労働省の通知では、以下の脱毛行為は「医行為」に該当するとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 毛のうへ針を挿入し電気を通し毛乳頭部を破壊する方法による脱毛行為^(注5) ➢ 用いる機器が医疗用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為^(注6)
代表的な施術	<p>○光脱毛</p> <p>一般社団法人日本エステティック振興協議会の美容ライト脱毛自主基準（「9.参考資料」（4）、9）参照）では、「美容ライト脱毛とは、除毛・減毛を目的に皮膚に負担を与える毛の幹細胞を破壊しない範囲で、エステティックサロンで行われる光脱毛をいう。」と定義されている。</p>	<p>○レーザー脱毛</p> <p>特定の色素に反応するレーザーの性質を利用した脱毛方法。皮下の黒い毛のメラニン色素にレーザーが吸収されて熱を持ち、毛包全体に熱が伝わり毛乳頭などを破壊する。</p> <p>○光脱毛</p> <p>IPL、フラッシュなど、多数の波長の可視光線を照射することで毛乳頭などを破壊し、脱毛する方法。</p> <p>○電気脱毛</p> <p>毛穴に針を通して電流を流すことで毛乳頭などを破壊し、脱毛する方法。</p>

（注5）「いわゆる『永久脱毛』行為について」（昭和59年11月13日付医事第69号）（「9.参考資料」（4）、1）参照

（注6）「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」（平成13年11月8日付医政医発第105号）（「9.参考資料」（4）、2）参照

2. 危害事例の概要

PIO-NETには、エステで受けた脱毛に関する相談が2012年度以降の約5年間（2017年2月末日までの登録分）で12,693件、医療機関で受けた脱毛に関する相談が1,968件寄せられています。そのうち危害事例は、エステが680件、医療機関が284件です（図1）。

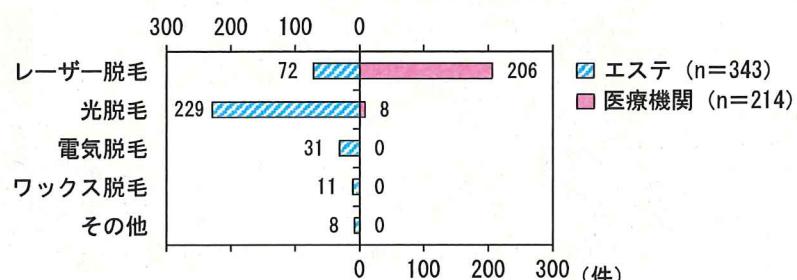
（1）危害事例の概要

1) 受けた施術の内容

危害事例を施術の内容別に集計すると、エステは「光脱毛」^(注7)が最多く（229件）、次いで、「レーザー脱毛」^(注8)（72件）、「電気脱毛」^(注9)（31件）が多くみられました。

医療機関は、「レーザー脱毛」が大部分（206件、96.3%）を占めていました（図2）。

図2. 受けた施術の内容（重複あり）



※不明、無関係等を除く。（エステ 337 件、医療機関 70 件）

※件数は本件のために特別に事例を精査したもの。

（注7）「光」「ライト」「フラッシュ」等の語句を含む相談。本報告書においては「光脱毛」とする。

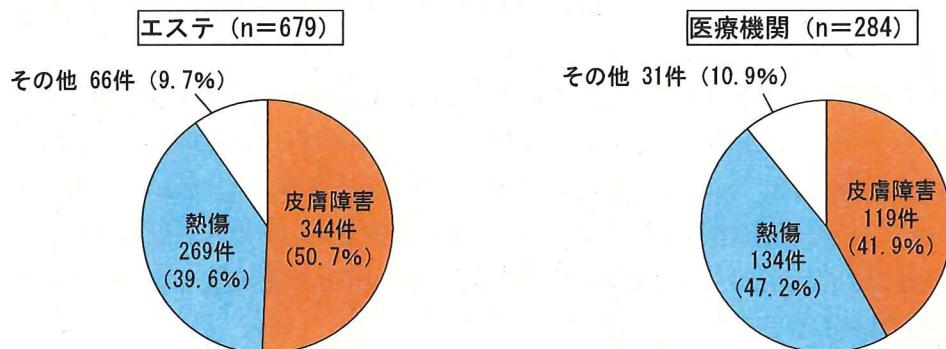
（注8）「レーザー」という語句を含む相談。本報告書においては「レーザー脱毛」とする。

（注9）「針」「ニードル」「電気」等の語句を含む相談。本報告書においては「電気脱毛」とする。

2) 危害内容

危害の内容別に集計すると、エステ、医療機関とともに、「皮膚障害」、「熱傷」が多くみられました（図3）。「皮膚障害」の具体的な内容としては、痛み、腫れ、炎症、発疹等が多くみられました。

図3. 危害内容別件数



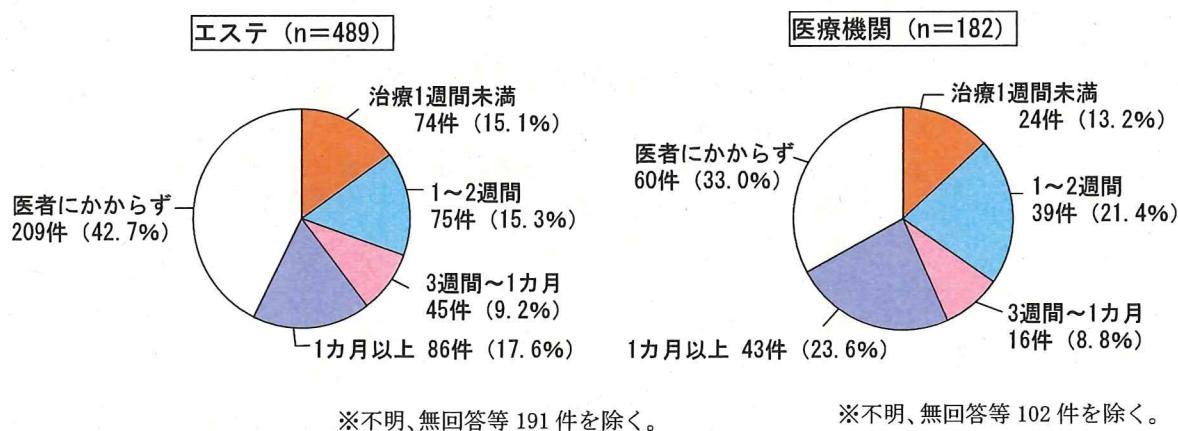
※不明、無回答等 1 件を除く。

3) 危害の程度

危害の程度別に集計すると、エステは57.3%（280件）、医療機関は67.0%（122件）が発生した危害について医療機関で治療を受けており、治療に長期間を要した事例もみられました（図4）。

また、医療機関で脱毛を受けて危害が発生し、治療を受けたという相談（122件）のうち、脱毛を受けた医療機関とは別の医療機関を受診したという旨の相談は45.9%（56件）にのぼりました。

図4. 危害程度別件数



（2）主な危害事例

※相談事例は相談者の申し出に基づくものです。

1) エステで受けた施術による主な危害事例

【事例1】脱毛エステの施術後に発疹ができたため皮膚科を受診。毛のう炎と診断された

すべての範囲が脱毛できるというインターネット広告を見て店舗に出向き、以前利用した美容クリニックより安いと思って契約した。施術前には書面に書かれた注意点を読まれたが、詳しい説明はなかった。初回施術後、背中や胸、腕、わきなどに広範囲に発疹ができたためサロンに電話すると、毛のう炎ではないかと言われた。すぐに皮膚科を受診したところ、毛のう炎と診断され塗り薬をもらった。その後5カ月ほど、発疹が良くなりかけてはぶり返すことが続き、わきには黒ずみもできてしまった。これ以上施術を受けたくない。

（受付年月：2017年1月、被害者：大阪府・20歳代・女性）

【事例2】脱毛エステでデリケートゾーンを施術した際、シェーバーで陰部を傷つけられた

デリケートゾーンの光脱毛の施術時にスタッフがシェーバーで下処理をした。数日後お風呂に入った際、傷があり、血がかさぶたになっていることに気付いた。店に申し出ると、光脱毛によるやけどの場合は責任は負えない、と言われた。皮膚科の医師に相談したところ、出血とかさぶた跡があることから、光脱毛ではなく、シェーバーによる施術ミスに違いないと言われた。傷跡が残ってしまうのではと心配。

（受付年月：2016年4月、被害者：東京都・女性）

【事例3】毛穴に針を刺して毛根を熱で死滅させる永久脱毛の施術を受けたら赤く腫れあがった

クレジットカード会社から脱毛体験優待券が届いたので、体験に出向いた。ひざ下を希望し、毛穴に針を刺して毛根を熱で死滅させる施術を受けた。痛みが強く、赤く腫れ上がり不安になったが、ジェルで冷却すれば腫れは2~3週間で引くとのことだった。永久脱毛なので今頑張ればきれいになれる、値引き特典があると執拗にコースの契約を勧められ、契約せざるを得なかった。施術後、腫れあがった足が心配で皮膚科を受診したところ、数週間で治ると言われ、そんなものかと思った。3カ月通ったが、痛みが強く、赤く腫れたままであることと、度重なる勧誘に耐えられず、中途解約した。3年半経っても痕が消えず、最近かかった医師から、痕が残ると言われた。

(受付年月：2016年4月、被害者：神奈川県・20歳代・女性)

【事例4】肛門周りの光脱毛でやけどを負い、完治まで1年以上かかることがあると言われた

何度か施術を受けたことがあるエステで、全身とデリケートゾーンの光脱毛をした。店員が肛門周りに光を照射させたところ、激痛が走った。痛みを訴えたが、痛い方が効果があると言われて、そのまま施術を続けた。歩くと痛かったため鏡で確認したところ、肛門の上あたりがやけどになっていて皮膚がズルむけの状態だった。そのことをエステに申し出ると、「病院に付き添うので行って欲しい、施術代を返金、治療費は支払う」と言われた。診察を受けたら、光脱毛との因果関係を認められ、乾くのに時間がかかる部位なので、完治には1年以上かかることもあり、ケロイド体质なら治っても引きつると言われた。

(受付年月：2016年1月、被害者：岐阜県・30歳代・女性)

2) 医療機関で受けた施術による主な危害事例

【事例5】美容外科でひざ下のレーザー脱毛を受けたらやけどのように腫れ、色素沈着が残った

ネットで見つけた美容外科クリニックでひざ下のレーザー脱毛を契約。皮膚科と書かれていたため、エステサロンより信用できると思った。4回受けたが脱毛の効果がほとんど感じられなかつたため、最後の施術の時に効果がないと伝えたところ、レーザー機器の出力を上げたようで、帰宅後から肌がひりひりし、2、3日したらやけどのように腫れた。クリニックに連絡したところ、しばらく様子を見るようにとの事だったが、色素沈着が残ってしまった。

(受付年月：2016年10月、被害者：東京都・40歳代・女性)

【事例6】レーザー脱毛による硬毛化の改善のために強いレーザーを当て、やけどを負った

インターネットで検索した美容クリニックでレーザー脱毛のコースを契約。2~3回目くらいに、硬毛化という現象が表れたため、強いレーザーを当てると言われた。硬毛化については、事前に説明を受けていたが、発症する人は少ないと言われたので、あまり気にしなかった。強いレーザーを当てるため、施術は半年に1回となった。5回目の施術の後、皮膚が赤くただれ、やけどのようになった。クリニックで見てもらったところ、初めに診てくれた人は、レーザーによる炎症だと言ったが、その後、他の人から、体质によるアレルギーだと言われた。別の皮膚科に診てもらったら、レーザーによる炎症であると言われた。

(受付年月：2016年6月、被害者：東京都・20歳代・女性)

【事例7】ひげのレーザー脱毛でやけどを負った

皮膚科でひげのレーザー脱毛の施術を受けている。4回目までは順調だったが、5回目の施術を受けた1週間後くらいからほほの赤みが目立つようになり、レーザー光線を照射された部分が丸くやけどのような状態になってしまった。施術したクリニックに行くと、医師に、「レーザー機器の調子が悪かったようだ。時間はかかるが痕は絶対残らない」と言わされた。

(受付年月：2016年4月、被害者：愛知県・30歳代・男性)

【事例8】レーザー脱毛を受けたら蕁麻疹^{じんましん}が出て、完治に半年かかると言わされた

近所の皮膚科でひざ下のレーザー脱毛を受けた。医師から施術内容については何も説明がないまま、女性スタッフが施術を行った。足がやけどのようになったが、4日目には腫れが引いたので、2回目の施術を受けた。施術後同じように赤くなり蕁麻疹がでた。レーザーの跡が残り、スカートがはけない状態になった。医師に相談したところ、蕁麻疹はレーザーによる皮膚の反応で1ヵ月で治ると言わされた。週1回通院したが良くならないので、別の病院を受診すると、完治するのに半年かかると言わされた。

(受付年月：2015年12月、被害者：東京都・30歳代・女性)

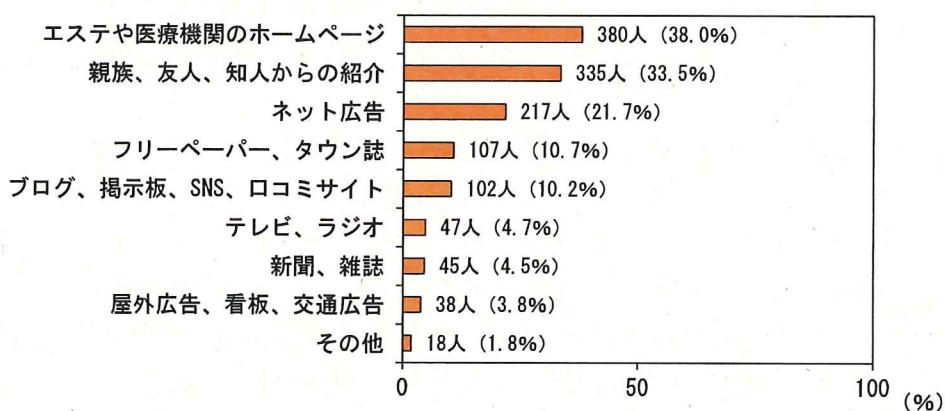
3. 消費者に対するアンケート結果

脱毛に対する消費者の意識や実態を調べるために、過去3年間にエステや医療機関で脱毛を受けたことのある1,000人（男性376名、女性624名）を対象にインターネットアンケート調査を行いました（詳細は「9. 参考資料」（3）参照。）。

（1）インターネット上の情報をきっかけに脱毛を受ける人が多いことが分かりました

エステや医療機関で脱毛を受けようと思ったきっかけを尋ねたところ、「エステや医療機関のホームページ」、「親族、友人、知人からの紹介」、「ネット広告」の順で多く、インターネット上の情報を参考に脱毛を受ける人が多いことが分かりました（図5）。

図5. エステや医療機関で脱毛を受けようと思ったきっかけ（n=1,000、複数回答）

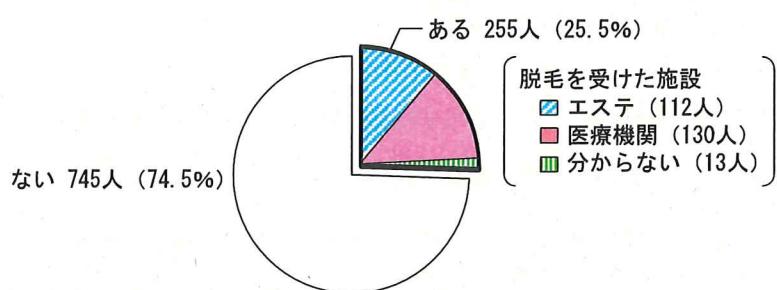


(2) 回答者の約4分の1は、脱毛を受けた後にやけど、痛み、ヒリヒリ感などの身体症状が生じた経験がありました

過去3年間に、脱毛を受けた後に、やけどや痛み、ヒリヒリ感などの身体症状が生じた経験があるかを尋ねたところ、25.5%（255人）が「ある」と回答しました（図6）。255人のうち112人はエステ、130人は医療機関で脱毛を受けて症状が生じていました。

症状の内容は、「痛み」（141人、55.3%）が最も多く、「かゆみ」（101人、39.6%）、「やけど」（33人、12.9%）、「乾燥」（28人、11.0%）、「肌荒れ」（27人、10.6%）の順で続きました。また、症状が発生した部位は、「顔」（65人、25.5%）、「わき」（48人、18.8%）、「ひざ下」（41人、16.1%）の順で多くみられました。

図6. やけど等の症状が生じた経験の有無（n=1,000、単回答）

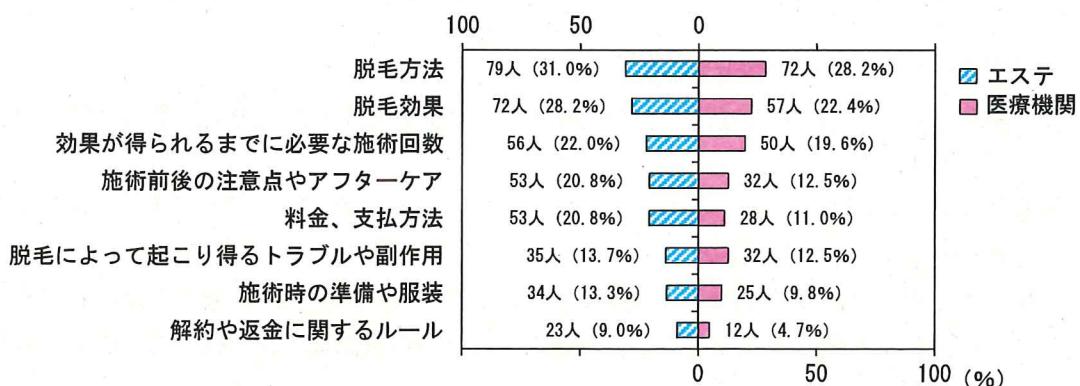


(3) 脱毛を受けてやけど等の症状が生じた人のうち7割以上は、事前にリスクに関する説明を受けていませんでした

脱毛を受けてやけど等の症状が生じた255人に對し、施術の前にどのような説明を受けたかを尋ねたところ、エステ、医療機関ともに「脱毛方法」、「脱毛効果」、「効果が得られるまでに必要な施術回数」の順で多くみられました（図7）。

一方、「脱毛によって起こり得るトラブルや副作用」について説明を受けた人は67人（26.3%）で、7割以上の人には脱毛のリスク等について説明を受けていませんでした。

図7. 施術前に受けた説明の内容（n=255、複数回答）



4. 広告等の調査

アンケートの結果から、インターネット上の情報が消費者が脱毛を受ける事業者を選択する上で主要な情報源になっていることが分かりました。

そこで、インターネットの大手検索サイト（「Yahoo!JAPAN」及び「Google」）で「脱毛」等の語句で検索した際に表示された、エステ、医療機関の広告及びホームページを調査しました（調査期間：2017年4月4日～4月18日）。

（1）エステの広告、ホームページ

1) 医師法に抵触するおそれのある施術をイメージさせる表現がみられました

「毛のうへ針を挿入し電気を通し毛乳頭部を破壊する方法による脱毛行為」は、医行為に該当するとされています。エステの広告やホームページを調査したところ、そのような施術をイメージさせる表現がみられました。

※調査結果

- ・○○脱毛は、毛を造る製造工場部分を1本1本処理する技法です。○○脱毛を施し、処理が完了した毛はもう生えません。
- ・○○脱毛 脱毛完了した毛は継続的な処理が不要です。 1 毛根を直接処理する 2 その場で毛がなくなる 3 毛穴がひきしまる
- ・安心、確実な美容電気脱毛を採用！ 安全性、確実性が高いブレンド法を使用。レーザーや光脱毛で取り切れたムダ毛も、一本一本丁寧に処理して行くから、つるつるすべすべの肌に。
- ・美容電気脱毛は毛に沿ってプローブを毛包の中へ入れていき、1本づつ処理する方法です

2) 危害もなく、安全な施術であるとイメージさせる表現がみられ、消費者に誤認を与えるおそれがありました

「痛みゼロ」、「痛みもリスクもありません」等、危害もなく、安全な施術であるとイメージさせる表現がみられ、消費者に誤認を与えるおそれがあると考えされました。

※調査結果

- ・痛みゼロのVIO脱毛
- ・安心・安全・痛くない！無痛脱毛が実現！
- ・安全で短期間の無痛脱毛エステ・○○は「やけど」や「トラブル」の心配が全くありません
- ・「痛くない！」▽▽脱毛
- ・“小さなお子様の肌でも痛くない”と評判の脱毛機を採用し、ダメージゼロ・リスクゼロ・トラブルゼロの美肌脱毛を提供しております。

（2）医療機関の広告、ホームページ

1) 比較広告など、医療広告ガイドラインで禁止された広告がみられ、関係法令に抵触するおそれがありました

医療機関の広告については、「医療広告ガイドライン」^(注10)において広告可能とされた事項以外は原則として広告が禁止されています。

今回、脱毛を行う医療機関の広告を調査したところ、他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較広告）など、広告が禁止された内容の記載がみられ、関係法令に抵触するおそれがありました。

※調査結果

- 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較広告）
 - ・医療脱毛経験者が選んだ 価格・仕上がり満足度No.1
 - ・美容医療の口コミ広場 口コミ広場脱毛部門満足度ランキング全国総合第1位
 - ・業界一の広範囲対応（ヒゲ範囲をバーツ部位ごとに分けておりません）
- 医療従事者が学会の会員である旨
 - ・所属 ○○学会 ▽▽学会
 - ・院長 所属学会 ○○学会（会員）

(注10)・「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（「9.参考資料」(4)、3) 参照）
・「医療広告ガイドラインに関するQ&A（事例集）」（「9.参考資料」(4)、4) 参照）

2) 「医療機関ホームページガイドライン」において、ホームページに掲載すべきでないとされた内容の記載がみられ、消費者に誤認を与えるおそれがありました

インターネット上の医療機関のホームページについては、「医療機関ホームページガイドライン」^(注11)において、適切なあり方が示されており、掲載すべき事項、すべきでない事項が定められています。

脱毛を行う医療機関のホームページを調査したところ、著名人が受診している旨など、他の医療機関と比較して優位性を示そうとする表現や、費用の安さを強調する表現などが散見されました。これらの表現は消費者に誤認を与えるおそれがあり、問題であると考えられました。

※調査結果

- 他との比較により自らの優位性を示そうとするもの
 - ・あの有名人・アスリートも△△脱毛に挑戦
 - ・タレント・女優としてご活躍中の○○様がご来院されました☆
 - ・美容医療の口コミ広場 満足度ランキング 全国総合永久脱毛第1位
- 早急な受診を過度にあおる表現又は費用の過度な強調
 - ・全身・両わき・VIO脱毛がお得に！医療脱毛キャンペーン実施中 ○/△までの期間限定
 - ・脱毛 初回限定 銀座院限定 ▽月末まで！ メニューお申込で初診料¥0！

(注11)「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）について（依頼）」（平成24年9月28日付医政発0928第1号）（「9.参考資料」(4)、5) 参照）

5. 問題点

（1）エステにおける脱毛の問題点

1) PIO-NETには、エステで脱毛を受けて危害が発生したという相談が約5年間で680件寄せられており、中には、医師法等に抵触するおそれがある施術を受けたという相談もみられました

PIO-NETには、エステで脱毛を受けて危害が発生したという相談が2012年度以降の約5年間で680件寄せられており、治療に長期間を要した事例もみられました。また、中には、医師法等に抵触するおそれがある施術（以下①～③）を受けたという相談もみられました。

①光線を毛根部に照射する脱毛行為

「用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為」は医行為であるとされています。また、医行為とは「医師の医学的判断及び技術をもってするのでなけ

れば人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為」であるとされています。

PIO-NETには、エステで、レーザー脱毛や光脱毛といった、光線を用いた脱毛施術を受けて危害が発生したという相談が、少なくとも301件寄せられており、中にはやけど等で長期間の治療を要したり、傷痕や色素沈着が残ったという内容もみられます。これらの相談で行われた施術は、医行為に該当する可能性があり、問題であると考えられます。

なお、業界団体である一般社団法人日本エステティック振興協議会の「美容ライト脱毛自主基準」における光脱毛（美容ライト脱毛）の定義では、「皮膚に負担を与える毛の幹細胞を破壊しない範囲」で行う、とされています。

②電気脱毛行為

「毛のうへ針を挿入し電気を通し毛乳頭部を破壊する方法による脱毛行為」は、医行為に該当するとされています。

PIO-NETには、エステで針状の器具を使用した電気脱毛を受けて危害が発生したという相談が31件寄せられており、約4割（11件、40.7%（不明4件除く。））は治療に3週間以上を要していました。

電気脱毛については、第141国会厚生委員会において、「可罰的違法性がないと認められるケースもある」とされています（「9. 参考資料」（4）、8）参照）が、身体に危害が発生しているケースについては、医行為に該当する可能性があり、問題であると考えられます。

③シェービング（毛そり）

エステで受けた脱毛による危害事例のうち17件（2.5%）は、かみそりやシェーバーによる毛そりで切り傷や擦り傷を負ったという内容であり、中には顔に危害を負ったという相談もありました。

顔そりは理容師法により規制されており、理容師の資格を持つ人が届け出のある施設で行うこととされています^(注12)。また、顔そりに限らず、公的な資格を持たないエステティシャンが刃物を肌にあてる行為は、安全上も問題であると考えられます。

（注12） 美容師が行う顔そりについては、「理容師法の運用に関する件」（昭和23年12月8日付衛発第38号）において、「化粧に附隨した軽い程度の『顔そり』は化粧の一部として美容師がこれを行ってもさしつかえない。」とされているが、顔そりを独立した施術として行うことはできない。

2) 施術前のリスクの説明が不十分と思われるケースがあります

PIO-NETに寄せられた危害事例の中には、施術により痛みや腫れなどのトラブルが起こるリスクについて事前に説明がなかったという相談がみられました。また、アンケートの結果では、エステで脱毛を受けてやけど等の症状が生じた経験がある人のうち、トラブルや副作用に関する説明を施術前に受けたと回答した人は35人（エステで受けた脱毛で症状が生じた人の31.3%）でした。本来、エステの施術は人体に危害を及ぼさない範囲で行われるべきものであると思われますが、場合によっては肌トラブル等が発生するおそれがあることについて、事前に十分な説明を行う必要があると考えられます。

3) 医師法に抵触するおそれのある施術をイメージさせる表現や、安全面で消費者に誤認を与えるおそれのある広告・ホームページがみられました

今回、インターネット上のエステの広告・ホームページを調査したところ、医行為に該当するような施術をイメージさせる表現や、「痛みゼロ」、「痛みもリスクもありません」等、危害もなく、安全な施術であるとイメージさせる表現がみられました。

これらの表示は、消費者に誤認を与えるおそれがあると考えられました。

(2) 医療機関における脱毛の問題点

1) 施術前のリスクの説明が不十分と思われるケースがあります

医療機関で行われる脱毛は、組織を破壊する行為であるため、施術後にやけど等の皮膚トラブルが起こるリスクがあります。また、美容医療サービス等の自由診療において、施術の安全性に係る説明は、必ず施術前に、施術を受けようとする者に対して直接丁寧に説明しなければならない、とされています^(注13)。

しかし、PIO-NETに寄せられた危害事例の中には、施術前にリスクの説明がなかったという相談が28件（医療機関で受けた脱毛に関する危害事例の9.9%）みられました。また、アンケートの結果では、医療機関で脱毛を受けてやけど等の症状が生じた経験のある人のうち、トラブルや副作用に関する説明を施術前に受けたと回答した人は32人（医療機関で受けた脱毛で症状が生じた人の24.6%）でした。

リスクに関する説明が十分になされていなかったり、消費者が十分に理解できないまま施術が行われている場合、問題であると考えられます。

なお、2016年12月に長期的な減毛効果を目的とした医療機器として承認されたレーザー装置について、厚生労働省から適正使用に係る通知が発出されており、「不適切に使用した場合には合併症（熱傷、色素沈着過度等）のリスクがあることが明らかとなっている」とされています^(注14)。

(注13)「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」（平成25年9月27日付 医政発0927第1号）（「9.参考資料」（4）、6）参照

(注14)「医療機器『ロングパルスアレキサンドライトレーザ GentleLase Pro』の適正使用について」（平成29年1月10日付薬生機審発0110第4号、薬生安発0110第6号）（「9.参考資料」（4）、7）参照

2) 危害を受けた場合の対応が不十分・不適切を感じている消費者がいます

医療機関で受けた脱毛で危害が発生し、治療を受けたという相談（122件）のうち、脱毛を受けた医療機関とは別の医療機関を受診したという旨の相談は45.9%でした。その中には、脱毛を受けた医療機関の対応や治療に不満や不信感を抱いて他院を受診した、あるいは受診を希望している、という内容が多数みられました。

以上より、医療機関での脱毛で危害を受けた場合の対応が不十分・不適切であると感じている消費者がいることが伺えます。

3) 医療法等の関係法令に抵触するおそれのある医療機関の広告がみられました。また、消費者に誤認を与えるおそれのあるホームページがみられました

医療機関が行う広告は、医療法等の関係法令によって規制されています。今回、インター

ネット上の医療機関の広告を調査したところ、比較広告など、医療広告ガイドラインで禁止された内容の広告がみられ、関係法令に抵触するおそれがありました。

また、医療機関のホームページを調査したところ、著名人が受診している旨や費用を強調する表現など、医療機関ホームページガイドラインにおいてホームページに掲載すべきでないとされた内容が散見され、消費者に誤認を与えるおそれがあると考えられました。

6. 消費者へのアドバイス

(1) エステで受けることのできる脱毛と医療機関で受けることのできる脱毛の違いをよく理解しましょう

医療機関では、レーザー等により毛の発生源を破壊するなど高い効果が得られる脱毛を受けることができます。皮膚内部の組織を破壊する行為ですので、やけど等の皮膚トラブルが起きるおそれもありますが、トラブルが起きた際も直ちに医師の診察を受けることができます。

一方、エステでは、医行為に該当しない範囲の施術しか行うことができません。そのため、エステでの施術は、医療機関に比べて脱毛効果は低く、皮膚への影響は小さいと考えられます。

脱毛を受ける場合は、エステと医療機関で行われる脱毛の違いをよく理解しましょう。

(2) 脱毛を受ける場合は、ホームページや広告の情報をうのみにせず、自ら十分な情報収集を行うとともに、施術前にリスク等に関する説明を十分に求めましょう

脱毛は、皮膚内部の細胞を破壊するなど、身体に影響を及ぼす施術です。また、一定の効果を得るために長期間施術を継続する必要があります。

メリットのみが強調された広告やホームページもありますが、事前に自ら十分な情報収集を行い、痛みややけど等のトラブルが起きる可能性があることを理解し、自分に合った施術を選びましょう。また、施術を受ける前には、エステや医療機関で十分な説明を求めましょう。

情報収集を行う際は、以下の情報も参考にするとよいでしょう。

○消費者庁「脱毛エステ契約のポイント」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/release/pdf/160824kouhyou_2.pdf

○政府広報オンライン「美容医療サービスの消費者トラブル サービスを受ける前に確認したい4つのポイント」

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201307/1.html>

○消費者庁「美容医療を受ける前に確認したい事項と相談窓口について」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/caution_161027_01.html

(3) 脱毛により危害を受けた場合は、速やかに医療機関を受診するとともに、消費生活センター等に相談しましょう

脱毛を受けて危害が発生した場合は、施術を受けたエステや医療機関に申し出た上で、必要な場合は速やかに医療機関を受診し、適切な診断・治療を受けましょう。また、早めに最寄りの消費生活センター等※に相談しましょう。

エステにおいて、医行為の疑いがある施術を受けた場合や、広告に問題があると思われた場合には、最寄りの保健所等へも併せて情報提供するとよいでしょう。医療機関で受けた脱毛について心配がある場合は、全国の医療安全支援センターに相談することもできます。

※消費者ホットライン：「188（いやや！）」番

お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

7. 関係機関への要望

(1) エステで脱毛を受けて危害が発生したという相談が寄せられています。医師法等の関係法令を遵守するとともに、一定以上の安全性を担保するためのガイドラインを業界全体に周知するよう要望します

PIO-NETには、エステで脱毛を受けて危害が発生したという相談が寄せられています。また、「電気脱毛」など、医師法等の関係法令に抵触するおそれのある施術を受けたという相談もみられます。

エステで行われる脱毛は、本来、人体に危害を及ぼさない範囲で行われるべきものであると考えられ、一般社団法人日本エスティック振興協議会の「美容ライト脱毛自主基準」においても「皮膚に負担を与える毛の幹細胞を破壊しない範囲で」行う、とされています。危害が発生することのないよう、医師法等を遵守するとともに、「美容ライト脱毛自主基準」や「エスティック業統一自主基準」^(注15)等、ガイドラインの業界全体への周知を要望します。また、リスクに関する情報を施術前に適切に消費者に情報提供し、万が一危害が発生した場合には医療機関への受診が遅延することのないよう対策を講じるよう要望します。

(注15) 「エスティック業統一自主基準」(一般社団法人日本エスティック振興協議会)

(2) エステの広告について、安全面で消費者に誤認を与えることのないよう、改善を要望します

今回、インターネット上のエステの広告・ホームページを調査したところ、「痛みゼロ」、「痛みもリスクもありません」等、安全な施術であるとイメージさせる表現がみられました。

これらの広告・ホームページは消費者に誤認を与えるおそれがあると考えられるため、改善を要望します。

(3) 脱毛を行う医療機関は、施術前のインフォームド・コンセントを充実させるとともに、やけど等のトラブルが発生した際は適切な対応を講じるよう要望します

PIO-NETに寄せられた、医療機関で脱毛を受けて危害が発生したという相談の中には、リス

ク等に関する説明が不十分と思われる事例がみられました。脱毛のリスクに関する知識を持たない消費者も多いと考えられることから、施術の内容や方法、リスク等について、分かりやすい説明を十分に行うよう要望します。

また、危害が発生した際に医療機関で治療を受けたという相談のうち、脱毛を受けた医療機関とは別の医療機関を受診したという相談が4割以上にのぼり、危害を受けた際の医療機関の対応や治療に不満や不信感を抱いていると考えられるケースが多いことが分かりました。消費者からの苦情の申し出に適切に対応し、十分かつ適切な治療や情報提供を行うよう要望します。

(4) 法律に抵触するおそれのある医療機関の広告について、改善を要望します。また、消費者に誤認を与えるおそれのある医療機関のホームページについて、改善を要望します

今回、インターネット上の医療機関の広告を調査したところ、比較広告など、医療広告ガイドラインで禁止された内容の広告がみられ、関係法令に抵触するおそれがありました。また、医療機関のホームページを調査したところ、消費者に誤認を与えるおそれのある表示が散見されました。

法律に抵触するおそれのある広告については改善を要望します。また、消費者に誤認を与えるおそれのあるホームページ上の表示についても改善するよう要望します。

8. 行政への要望

(消費者庁消費者安全課)

(1) エステの脱毛施術により危害が発生したという相談が寄せられています。消費者が施術内容やリスク等を認識し、安全に施術を受けられるよう、消費者への周知、啓発等適切な対応を要望します

PIO-NETには、エステで脱毛を受けて危害が発生したという相談が2012年度以降の約5年間で680件寄せられています。

エステで行われる脱毛施術について、引き続き事故情報の収集を行うとともに、消費者が施術内容やリスク等を認識し、安全に施術を受けられるよう、消費者への周知・啓発等、適切な対応を講じるよう要望します。

(経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課)

(2) エステの脱毛施術による危害が発生したという相談が寄せられています。エステ事業者等に対し、施術内容やリスク等について事前説明を十分行った上で安全な施術を心掛けるよう、関係業界団体への周知を要望します

PIO-NETには、エステで脱毛を受けて危害が発生したという相談が2012年度以降の約5年間で680件寄せられています。また、安全面に関して、消費者に誤認を与えるおそれのある広告・ホームページもみられました。

危害の発生防止のため、施術内容やリスク等について事前説明を十分に行った上で安全に施術がなされるよう、関係業界団体への周知を要望します。

(厚生労働省医政局医事課)

(3) エステで医師法に抵触する施術が行われている場合は、適切な対応を講じるよう要望します

PIO-NETには、エステで、レーザー脱毛や電気脱毛など、毛乳頭等を破壊するおそれのある施術による危害情報が寄せられています。これらは医師法に抵触するおそれのある施術であるため、このような施術がエステで行われているとの情報を保健所等を通じて把握した際は、医師法に基づく適切な対応を講じるよう要望します。

(厚生労働省医政局総務課)

(4) 脱毛を行う医療機関において十分なインフォームド・コンセントがなされるよう、指導を要望します

PIO-NETに寄せられた、医療機関で脱毛を受けて危害が発生したという相談の中には、リスク等に関する説明が不十分と思われる事例がみられました。

脱毛のリスクに関する知識を持たない消費者も多いと考えられることから、施術の内容や方法、リスク等について、分かりやすい説明が行われるよう、医療機関でのインフォームド・コンセントの徹底を要望します。

(厚生労働省医政局総務課)

(5) 法律に抵触するおそれのある医療機関の広告について、指導を徹底するよう要望します。
また、消費者に誤認を与えるおそれのある医療機関のホームページについて、指導を行うよう要望します

今回、インターネット上の医療機関の広告を調査したところ、比較広告など、医療広告ガイドラインで禁止された内容の広告がみられ、関係法令に抵触するおそれがありました。法律に抵触するおそれのある広告については指導を徹底するよう要望します。

また、医療機関のホームページを調査したところ、消費者に誤認を与えるおそれのある表示がみられたため、指導を行うよう要望します。

○要望先

消費者庁消費者安全課	(法人番号5000012010024)
厚生労働省医政局総務課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省医政局医事課	(法人番号6000012070001)
経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課	(法人番号4000012090001)
公益財団法人日本エステティック研究財団	(法人番号2010405000889)
一般社団法人日本エステティック振興協議会	(法人番号9010505002440)
公益社団法人日本美容医療協会	(法人番号4010005016755)
一般社団法人日本美容皮膚科学会	(法人番号1011105007093)
一般社団法人日本美容外科学会 (JSAPS)	(法人番号1010005013078)
一般社団法人日本美容外科学会 (JSAS)	(法人番号7010005019920)

○情報提供先

内閣府消費者委員会事務局

(法人番号2000012010019)

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

(法人番号8000012130001)

※扱い：本資料につきましては、5月11日の記者説明会開催後に解禁といたします。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

9. 参考資料

(1) 医師からのアドバイス

医療法人社団誠真会 西山美容・形成外科医院 院長 西山真一郎先生

医療機関で行われる脱毛とエステで行われる脱毛は、効果と安全性の面で違いがあります。

医療機関では、毛包幹細胞を破壊することにより毛を生えなくする「永久脱毛」を行っています。「永久脱毛」は、医療機関でしか行うことのできない「医行為」です。代表的な方法として、絶縁針を使用した針脱毛（電気脱毛）とレーザー脱毛があります。

一方、エステで行っている脱毛は、一時的な効果しか得られません。

脱毛は皮膚の内部にやけどを起こす施術です。医療機関では、医師が肌の色や肌質からレーザーの出力や照射時間を判断し、さらにテスト脱毛を行うなどして、皮膚表面になるべく影響を与えずに毛根だけを熱処理できるよう、細心の注意を払って施術をしています。しかし、それでもやけどやシミが起ってしまう場合もあります。

一方、エステでは医師や看護師のような公的資格を持たない者が施術を行っているため、出力の調整などを医学的な見地から判断することができません。また、エステで行われている「光脱毛」は、単一波長でないため、効果を出すには出力を強くする必要があり、また、黒い毛以外の色に反応する波長も含まれるため、レーザー脱毛よりもリスクが高い可能性があります。

万が一やけどなどのトラブルが起きた場合も、医療機関であればすぐに治療を行うことができますが、エステでは治療を行うことができません。やけどは早期の治療が重要ですが、エステの場合、処置が遅れてしまうおそれがあります。

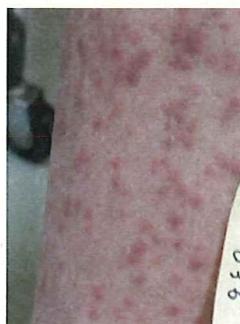
これから脱毛を受ける方は、以上を踏まえ、ご自身の希望に合った施術を選択してください。医療機関で受ける場合も、施術のリスク等について、事前に医師から十分な説明を受けることが大切です。

写真1. 脱毛による危害の例

レーザー脱毛によるやけど



電気脱毛によるやけど



電気脱毛による色素沈着



(提供：西山真一郎医師)

(2) PIO-NETに寄せられた危害事例の概要

※2012年度～2016年度（2017年2月末日までの登録分）に寄せられたエステで受けた脱毛に関する危害事例680件、医療機関で受けた脱毛に関する危害事例284件が対象。

1) 被害者の属性

被害者の年代は、エステ、医療機関ともに20～30歳代が8割近くを占めていました（図8）。また、被害者の性別は、エステ、医療機関ともに女性が約9割を占めていました（図9）。

図8. 被害者年代別件数

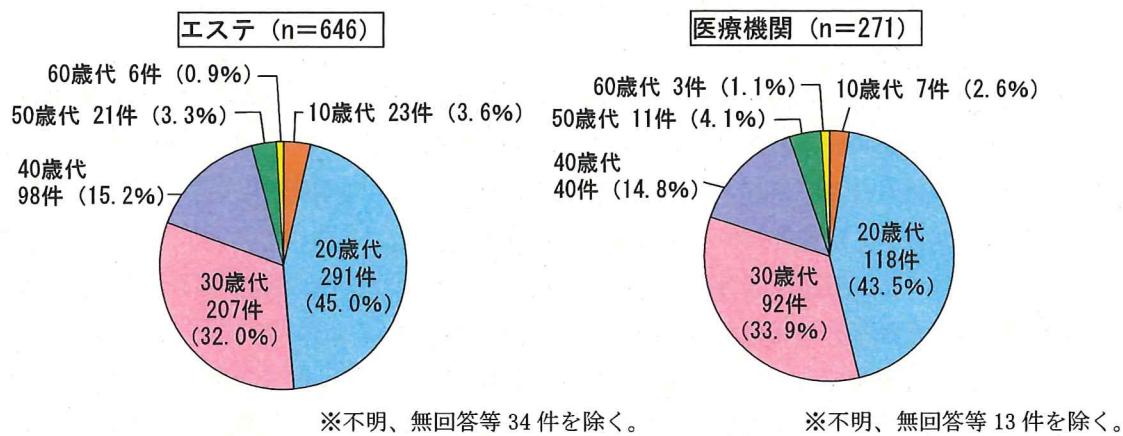
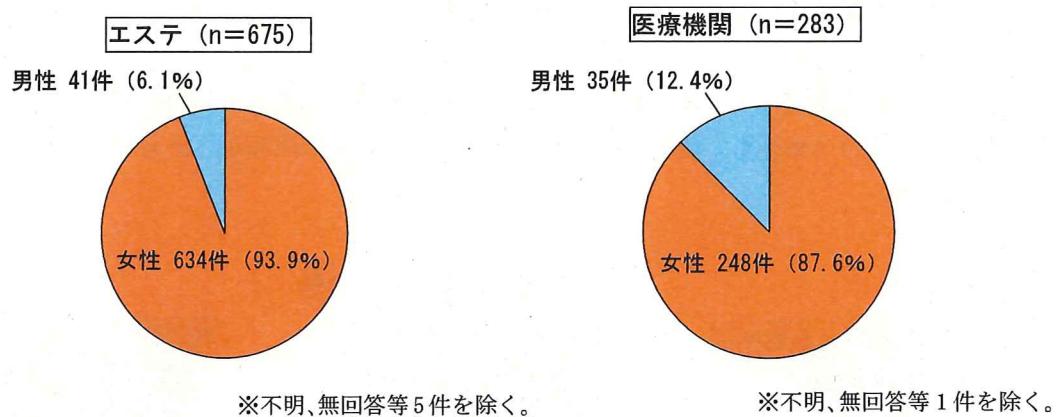


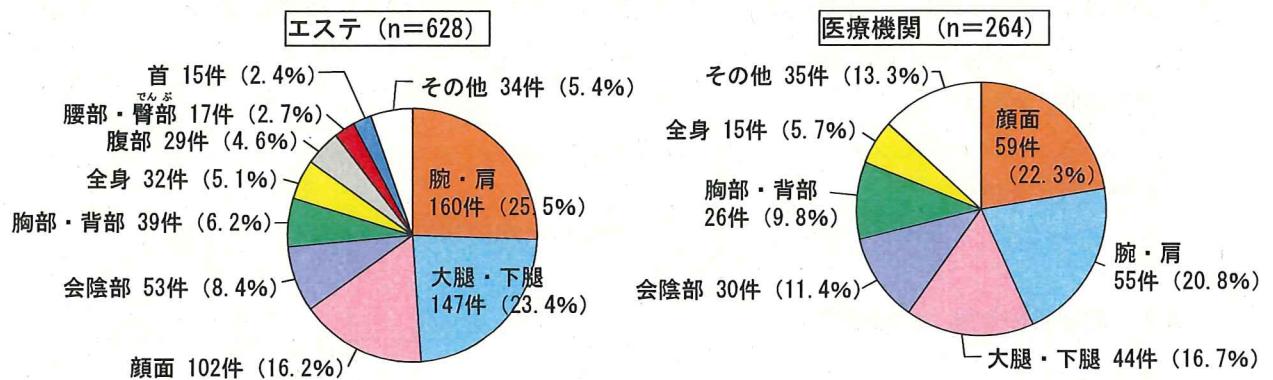
図9. 被害者性別件数



2) 危害部位

エステは「腕・肩」（160件、25.5%）、「大腿・下腿」（147件、23.4%）、「顔面」（102件、16.2%）の順に多くみられ、医療機関は「顔面」（59件、22.3%）、「腕・肩」（55件、20.8%）、「大腿・下腿」（44件、16.7%）の順に多くみられました（図10）。

図10. 危害部位別件数



※不明、無回答等 52 件を除く。

※不明、無回答等 20 件を除く。

(3) アンケート集計結果

調査対象：過去3年間に医療機関またはエステティックサロンで脱毛の施術を受けたことがある

15歳以上の男女

調査期間：2017年3月

実施方法：インターネット上でアンケートを実施

対象人数：1,000人

※割合は、小数点第2位を四捨五入しており、内訳の合計が100%にならないことがあります。

Q 1 回答者の性別 (n=1,000)

	回答数	%
男性	376	37.6
女性	624	62.4

Q 2 回答者の年代別人数 (n=1,000)

	回答数	%
10歳代	13	1.3
20歳代	113	11.3
30歳代	274	27.4
40歳代	348	34.8
50歳代	181	18.1
60歳代	62	6.2
70歳代	9	0.9
80歳代	0	0.0
平均	42.4歳	

Q 3 回答者の職業 (n=1,000)

	回答数	%
会社員	493	49.3
会社経営・役員	28	2.8
公務員	30	3.0
自営業・自由業	56	5.6
団体職員・各種法人	14	1.4
派遣社員	41	4.1
パート・アルバイト	124	12.4
学生	24	2.4
専業主婦	150	15.0
無職	37	3.7
その他	3	0.3

Q 4 ムダ毛の脱毛をしようと思った理由を教えてください。(n=1,000、複数回答)

	回答数	%
自己処理が面倒だから	704	70.4
きれいな肌になりたかったから	344	34.4
コンプレックス解消のため	236	23.6
自己処理による肌荒れ・肌トラブル解消のため	235	23.5
好きな洋服や水着を着るため	118	11.8
衛生的な理由で	107	10.7
家族、友人、知人に勧められたから	59	5.9
周りが皆やっているから	48	4.8
仕事上必要だから	35	3.5
パートナーに指摘されたから	24	2.4
医療機関やエステで勧められたから	22	2.2
芸能人や有名人がやっているから	16	1.6
その他	6	0.6

Q 5 初めて脱毛を受けた年齢を教えてください。(n=1,000、単回答)

	回答数	%
10歳未満	8	0.8
10歳代	78	7.8
20歳代	381	38.1
30歳代	250	25.0
40歳代	176	17.6
50歳代	86	8.6
60歳代以上	21	2.1

Q 6 直近に受けた施術についてお伺いします。受けた脱毛の種類を教えてください。(n=1,000、複数回答)

	回答数	%
電気脱毛（「針脱毛」「絶縁針脱毛」「ニードル脱毛」「プローブ式脱毛」など）	197	19.7
光脱毛（「ライト脱毛」「フラッシュ脱毛」「IPL脱毛」「SSC脱毛」「プラズマ脱毛」「ハイパースキン脱毛」など、レーザー光ではない光を肌に照射する方法）	448	44.8
レーザー脱毛	383	38.3
ワックス脱毛（ブラジリアンワックスなど）	80	8.0
糸脱毛	4	0.4
テープ脱毛	24	2.4

その他	1	0.1
分からぬい	87	8.7

Q 7 直近に受けた施術についてお伺いします。脱毛を受けた部位を教えてください。全身脱毛を行った方は、「全身」を選択してください。(n=1,000、複数回答)

	回答数	%
全身	111	11.1
顔（ひげ脱毛を含む）	208	20.8
首、襟足	43	4.3
わき	453	45.3
胴（胸部、腹部、背中、肩）	73	7.3
ひじ上	100	10.0
ひじ下	190	19.0
手の甲、手指	102	10.2
臀部	18	1.8
Vライン（ビキニライン）	220	22.0
Iライン（股の間）	109	10.9
Oライン（お尻の奥、肛門の周囲）	97	9.7
ひざ上	99	9.9
ひざ	119	11.9
ひざ下	286	28.6
足の甲、足指	57	5.7
その他	4	0.4

Q 8 直近に受けた施術についてお伺いします。どこで脱毛を受けましたか。(n=1,000、単回答)

	回答数	%
エステティックサロン（脱毛サロン、クリニック併設サロンなど）	648	64.8
医療機関（病院、クリニック（美容外科、美容皮膚科、形成外科など））	276	27.6
その他	3	0.3
分からぬい	73	7.3

Q 9 直近に受けた施術についてお伺いします。何を見聞きして脱毛を受けようと思いましたか。そのきっかけを教えてください。(n=1,000、複数回答)

	回答数	%
医療機関やエステティックサロンのホームページ	380	38.0
親族、友人、知人からの紹介	335	33.5

ネット広告	217	21.7
フリーペーパー、タウン誌	107	10.7
ブログ、掲示板、SNS、口コミサイト	102	10.2
テレビ、ラジオ	47	4.7
新聞、雑誌	45	4.5
屋外広告、看板、交通広告	38	3.8
その他	18	1.8

Q10 直近に受けた施術についてお伺いします。施術を受けた医療機関、エステティックサロンを選んだ決め手は何ですか。(n=1,000、複数回答)

	回答数	%
有名だから	274	27.4
費用や料金体系が魅力的だったから	268	26.8
キャンペーンや割引制度があったから	242	24.2
通いやすい場所にあったから	182	18.2
口コミの評価が高かったから	174	17.4
家族、友人、知人が利用していたから	174	17.4
安全性が高いと思ったから	125	12.5
脱毛効果が高いと思ったから	120	12.0
テレビ・雑誌で取り上げられていたから	119	11.9
痛みが少ない施術だと思ったから	75	7.5
有名人や芸能人の評価が高かったから	64	6.4
予約が取りやすいから	49	4.9
他では受けられない部位の脱毛を行っていたから	18	1.8
業界団体等の認証マークがあったから	11	1.1
その他	10	1.0

Q11 直近に受けた施術についてお伺いします。施術に満足していますか。(n=1,000、単回答)

	回答数	%
満足	249	24.9
やや満足	460	46.0
どちらでもない	219	21.9
やや不満	43	4.3
不満	29	2.9

Q12 [Q11で「やや不満」「不満」と回答した者が対象]

不満に感じている理由を教えてください。(n=72、複数回答)

	回答数	%
期待した効果が得られなかつた	45	62.5
想定していたよりも費用が高額だつた	17	23.6
予約が取りづらかつた	16	22.2
想定していたよりも長期間を要した	14	19.4
勧誘が強引、執拗だつた	10	13.9
想定していたよりも痛みが強かつた	9	12.5
化粧品やサプリメントなどを購入させられた	7	9.7
スタッフの技術が低かつた	6	8.3
スタッフ、事業者の対応が悪かつた	6	8.3
器具等が不衛生だつた	5	6.9
事前の説明が不十分だつた	4	5.6
やけど等のけがをした	3	4.2
その他	0	0.0

Q13 過去3年間に、脱毛を受けた後に、やけど、痛み、ヒリヒリ感など、身体に何らかの症状が生じた経験はありますか。(n=1,000、単回答)

	回答数	%
ある	255	25.5
ない	745	74.5

Q14 [Q13で「ある」と回答した者が対象]

どこで受けた施術で症状が生じましたか。(n=255、単回答)

	回答数	%
医療機関（病院、クリニック（美容外科、美容皮膚科、形成外科など））	130	51.0
エステティックサロン（脱毛サロン、クリニック併設サロンなど）	112	43.9
その他	0	0.0
分からぬい	13	5.1

Q15 [Q13で「ある」と回答した者が対象]

どの種類の脱毛を受けて症状が生じましたか。(n=255、単回答)

	回答数	%
電気脱毛（「針脱毛」「絶縁針脱毛」「ニードル脱毛」「プローブ式脱毛」など）	85	33.3

光脱毛（「ライト脱毛」「フラッシュ脱毛」「IPL脱毛」「SSC脱毛」「プラズマ脱毛」「ハイパースキン脱毛」など、レーザー光ではない光を肌に照射する方法）	64	25.1
レーザー脱毛	75	29.4
ワックス脱毛（ブラジリアンワックスなど）	11	4.3
糸脱毛	1	0.4
テープ脱毛	3	1.2
その他	0	0.0
分からぬい	16	6.3

Q16 [Q13で「ある」と回答した者が対象]

どんな症状が生じましたか。(n=255、複数回答)

	回答数	%
痛み	141	55.3
かゆみ	101	39.6
やけど	33	12.9
乾燥	28	11.0
肌荒れ	27	10.6
色素沈着、シミ	19	7.5
皮膚の脱色	13	5.1
擦り傷、切り傷	9	3.5
湿疹	9	3.5
毛のう炎、毛包炎（毛包の炎症）	8	3.1
脱毛箇所以外の毛が抜けた、焼けた	3	1.2
硬毛化、増毛化	2	0.8
その他	4	1.6

Q17 [Q13で「ある」と回答した者が対象]

症状が生じた部位を教えてください。(n=255、複数回答)

	回答数	%
全身	18	7.1
顔（ひげ脱毛を含む）	65	25.5
首、襟足	15	5.9
わき	48	18.8
胴（胸部、腹部、背中、肩）	18	7.1
ひじ上	19	7.5
ひじ下	23	9.0

手の甲、手指	17	6.7
臀部	8	3.1
Vライン（ビキニライン）	23	9.0
Iライン（股の間）	18	7.1
Oライン（お尻の奥、肛門の周囲）	12	4.7
ひざ上	10	3.9
ひざ	13	5.1
ひざ下	41	16.1
足の甲、足指	2	0.8
その他	0	0.0

Q18 [Q13で「ある」と回答した者が対象]

施術を受ける前にどのような説明を受けましたか。(n=255、複数回答)

	回答数	%
脱毛方法	157	61.6
脱毛効果	133	52.2
効果が得られるまでに必要な施術回数	107	42.0
施術時の準備や服装	60	23.5
施術前後の注意点やアフターケア	87	34.1
脱毛によって起こり得るトラブルや副作用	68	26.7
料金、支払方法	84	32.9
解約や返金に関するルール	35	13.7
その他	0	0.0

Q19 [Q13で「ある」と回答した者が対象]

症状が出た際、どこに申し出ましたか。(n=255、単回答)

	回答数	%
脱毛をしたところ（医療機関、エスティックサロン）に申し出た	119	46.7
脱毛をしたところ以外の医療機関に申し出た	41	16.1
脱毛をしたところ以外のエスティックサロンに申し出た	10	3.9
その他	0	0.0
どこにも申し出ていない	85	33.3

Q20 [Q19で「脱毛をしたところ（医療機関、エスティックサロン）に申し出た」と回答した者が対象]

相談をしたところでどのような対応が取られましたか。(n=119、複数回答)

	回答数	%
治療を受け、塗り薬や飲み薬などの医薬品を渡された	60	50.4
化粧水、クリーム等の化粧品を渡された	37	31.1
様子を見るよう言われた	28	23.5
サプリメントを渡された	19	16.0
患部をジェル等で冷却された	13	10.9
他の施術を勧められた	5	4.2
医療機関を受診するよう言われた	2	1.7
その他	2	1.7
覚えていない	2	1.7

(4) 関係法令等

1) 「いわゆる『永久脱毛』行為について」

(昭和59年11月13日付医事第69号)

標記について、別紙1の警察庁保安部公害課長照会（要旨）に対し、別紙2のとおり回答したので貴職において御了知ありたい。

(別紙1)

(昭和59年1月26日 警察庁丁公害発第7号 厚生省医務局医事課長あて警察庁保安部公害課長照会)

京都市に本店を置くW株式会社が、不特定多数の女性を対象に、電気分解法及び電気分解法と高周波法の混合による手法により永久脱毛行為を行っている。

このような永久脱毛行為を業として行った場合は、医師法第17条の医業に該当すると解してよいか。

(毛のうへ長さ15mm、厚さ0.2mmの針を5mm程度挿入し、

①直流を通電して、水酸化ナトリウムを発生させて毛根部を破壊する。(電気分解法)

②高周波電流を通電して、抵抗熱により毛根部を破壊する。(高周波法))

(別紙2)

毛のうへ針を挿入し電気を通し毛乳頭部を破壊する方法による脱毛行為に関する疑義について

(昭和59年3月22日 医事第21号 警察庁保安部公害課長あて厚生省医務局医事課長回答)

昭和59年1月26日付け照会のあった標記について、左記のとおり回答する。

記

御貴見のとおりである。

2) 「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」

(平成13年11月8日付医政医発第105号)

最近、医師免許を有しない者が行った脱毛行為等が原因となって身体に被害を受けたという事例が報告されており、保健衛生上看過し得ない状況となっている。

これらの行為については、「医師法上の疑義について」(平成12年7月13日付け医事第68号厚生省健康政策局医事課長通知)において、医師法の適用に関する見解を示しているところであるが、国民への危害発生を未然に防止するべく、下記のとおり、再度徹底することとしたので、御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図られるようお願いする。

記

第1 脱毛行為等に対する医師法の適用

以下に示す行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第17条に違反すること。

- (1) 用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為
- (2) 針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為
- (3) 酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為

第2 違反行為に対する指導等

違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第239条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたいこと。

3)「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の改定について

（平成20年4月1日付医政発第0401040号）（一部抜粋）

※下線は当センター

（別添）

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）

第4 禁止される広告について

1 禁止の対象となる広告の内容

(3) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告（比較広告）

省令第1条の9第1号に規定する「他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨」の広告とは、特定又は不特定の他の医療機関と自ら（複数の場合を含む。）を比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの病院等が他の医療機関よりも優良である旨を広告することを意味するものであり、医療に関する広告としては認められないものであること。

これは、事実であったとしても、優秀性について、著しく誤認を与えるおそれがあるために禁止されるものであり、例えば、「日本一」、「No. 1」、「最高」等の表現は、客観的な事実であったとしても、禁止される表現に該当すること。

（例）

- ・肝臓がんの治療では、日本有数の実績を有する病院です。
- ・当院は県内一の医師数を誇ります。
- ・本グループは全国に展開し、最高の医療を広く国民に提供しております。

4)「医療広告ガイドラインに関するQ & A（事例集）」（一部抜粋）

※下線は当センター

Q2-14 医療従事者の略歴として、学会の役員又は会員である旨は広告可能でしょうか。（法第6条の5第1項第7号、広告告示第1条第1号関係）

A2-14 略歴として記載する事項は、社会的な評価を受けている客観的事実であってその正否について容易に確認できるものであることが必要です。例えば、地域医師会等での役職、学会の役員である旨については、現任であれば広告は可能ですが、当該法人又は当該学会のホームページ上等でその活動内容や役員名簿が公開されている必要があります。また、学会の役員ではなく、単に会員である旨は、原則として広告できません。

なお、略歴とは、特定の経歴を特に強調するものではなく、一連の履歴を総合的に記載したものになります。

5) 「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドライン）」（一部抜粋）

※下線は当センター

4 ホームページに掲載すべきでない事項

(2) 他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの

「日本一」、「No. 1」、「最高」等、特定又は不特定の他の医療機関（複数の場合を含む。）と自らを比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの医療機関が他の医療機関よりも優良である旨を示す表現は、仮に事実であったとしても、優良性について国民・患者を誤認させ、不当に誘引するおそれがあるものであり、ホームページに掲載すべきでないこと。

また、著名人との関連性を強調するなど、国民・患者に対して他の医療機関より著しく優れているとの誤認を与えるおそれがある表現は、国民・患者を不当に誘引するおそれがあることから、ホームページに掲載すべきでないこと。

(例)

- ・「〇〇の治療では、日本有数の実績を有する病院です」
- ・「当院は県内一の医師数を誇ります」
- ・「芸能プロダクションと提携しています」
- ・「著名人も〇〇医師を推薦しています」

(4) 早急な受診を過度にあおる表現又は費用の過度な強調

国民・患者に対して早急な受診を過度にあおる表現、費用の安さ等の過度な強調・誇張等については、国民・患者を不当に誘引するおそれがあることから、ホームページに掲載すべきでないこと。

(例)

- ・「ただいまキャンペーンを実施中」
- ・「期間限定で〇〇療法を50%オフで提供しています」
- ・「〇〇50,000円」
- ・「〇〇治療し放題プラン」
- ・「顔面の〇〇術 1か所〇〇円」

例えば、ホームページ上に大きく表示された値段は5か所以上同時に実施したときの費用を示しており、1か所のみの場合等には掲載されている費用を大きく上回る場合等については、費用の安さ等を過度に強調するものとして取り扱うべきであること。

この場合、仮に小さな文字で注釈等が付されていたとしても、注釈を見落とすものと常識的に判断できる場合には、同様の取扱いとすべきであること。

6)「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」

(平成25年9月27日付医政発0927第1号) (一部抜粋)

※下線は当センター

インフォームド・コンセントについては、その理念に基づく医療を推進するため、各医療機関において則るべきものとして「診療情報の提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日付け医政発0912001号厚生労働省医政局長通知)（以下「指針」という。）を定めたところです。

今般、美容医療サービス等の自由診療では、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項として、下記のとおり定めましたので、通知します。

貴職におかれましては、これらの内容について十分に御了知の上、貴管内の関係団体等に周知していただくとともに、貴管内の医療従事者等に対して周知の徹底及び遵守の要請をお願いします。

また、当然のことながら、美容医療サービス等の自由診療においても、医師又は歯科医師の資格を持たない者が病状等の診断、治療方法の決定等の医行為を行うことはできませんので、その点、あらためて貴管内の医療機関等に周知をお願いします。

記

1. 診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること。
2. 実施しようとする施術に要する費用等（当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む。）や当該施術に係る解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと。
3. 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと。
4. 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと。
5. 1から4までに掲げる取扱いのほか、指針に則らなければならないこと。

7) 「医療機器『ロングパルスアレキサンドライトレーザ GentleLase Pro』の適正使用について」

(平成29年1月10日付薬生機審発0110第4号、薬生安発0110第6号) (一部抜粋)

※下線は当センター

平素より厚生労働行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、シネロン・キャンデラ株式会社から製造販売承認申請があった医療機器「ロングパルスアレキサンドライトレーザ GentleLase Pro (以下「本品」という。)」(一般的名称:アレキサンドライトレーザ)について、下記の使用目的及び承認条件の下に平成28年12月15日付けにて承認しましたので、お知らせします(承認番号:22800BZX00446000)。

本品は、不適切に使用した場合には、合併症(熱傷、色素沈着過度等)のリスクがあることが明らかになっているため承認条件が付されているものであり、その使用に当たりましては、添付文書の内容を遵守していただき、適正に使用されるよう御協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、承認取得者に対しては、別途この通知の写しを送付することとしております。

記

使用目的

本品は、レーザの選択的熱作用により、長期的な減毛を目的とした装置である。

承認条件

本品の適応に関連する十分な知識・経験を有する医師が、講習の受講等により、本品の使用に関する技能や合併症等に関する知識を得た上で、本品が適切に用いられるよう、関連学会と連携の上で必要な措置を講ずること。

8) 第141国会 厚生委員会（平成9年11月26日）（一部抜粋）

※下線は当センター

※原文のまま記載

○中桐委員 このエステティックサロンで行われている電気脱毛の問題について、これは極めて位置づけが不明確といいますか、これが医師法に違反するという見解がこれまで出されておるわけですが、この見解にもし変わりがないとしますと、これからしていく、業界の技術レベルの向上ということのために行う研修制度、この研修制度の中に電気脱毛という項目が入りますと、医師法違反との判断をしている厚生省通知との整合性が問題になるということになるわけでございますが、この点について、どのように厚生省としては今後対処されいかれるのか。

○小野（昭）政府委員 昭和59年に健康政策局の医事課から、電気脱毛は医行為であるとの見解を示しているところでございますが、この医行為の内容につきましては、医学等の進歩によりまして変わり得るものでございます。

いわゆる電気脱毛について申し上げますと、昭和59年当時と現在のものでは、その機器が格段に進歩いたしております。一例を挙げますと、例えば昭和59年当時は通電量のメーターがございませんでしたが、現在はございます。それから、1回の通電時間が60秒から180秒かかっていたわけでございますが、現在は7、8秒でございます。それから、針の反復使用は、59年当時は反復使用いたしておりましたが、現在は使い捨てでございますし、1回に挿入する針の数も16本から1本というふうに減ってきております。

そういった状況がございまして、最近の電気脱毛機器につきましてはそういう性能の向上があるということをございまして、可罰的違法性がないと認められるケースもあるわけでございます。

昭和59年以降、医師法違反の容疑で摘発しました4つの事例はいずれも起訴されていないというふうなこともございます。そういった状況を踏まえますと、現在では、一律に取り締まりの対象とすることは難しいと考えております。

(中略)

○中桐委員 (略) そこで今後、一つは医師法との整合性をどのように図るのかという問題、そして、特に急がれる業界の技術水準の向上、こういう点につきまして大臣としてはどのようにお考えなのか、今後の決意をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○小泉国務大臣 今政府委員から答弁しましたように、この問題についてはいろいろ難しい点もあると思いますが、消費者も気をつけてもらわないといけないと思うのです。

業界といっても、業者はたくさんいる。その水準も大違いだ。中にはいいかげんなものもあるかもしれませんし、問題のないところもあるかもしれません、この点について、電気脱毛等について、今、お医者さんでなくとも被害を出さないでできるような機械なり技術が発達しているという点もあると思います。いわゆる性能が向上しているようになりますが、この点について、一律にこれを取り締まりの対象にするというのがなかなか難しいようあります。

一方、電気脱毛についてはいろいろ消費者から健康被害の苦情が寄せられております。この健康被害を減少させるためには、特に悪質なものについては医師法違反で取り締まることができると思いますが、今後は業界による自主的な取り組みによって技術水準の向上と営業の適切、妥当が図られるよう、厚生省としても指導をしていく必要があるのではないかというふうに感じております。この点については、よく消費者にも理解してもらう、そして業界にもきちんとした対応をとってもらうような指導が必要だと私は考えております。

9) 「美容ライト脱毛自主基準」

一般社団法人日本エステティック振興協議会（一部抜粋）

※下線は当センター

用語の定義

●美容ライト脱毛の定義

美容ライト脱毛とは、除毛・減毛を目的に皮膚に負担を与える毛の幹細胞を破壊しない範囲で、エステティックサロンで行われる光脱毛をいう。

●認定美容ライト脱毛エステティシャンの定義

認定美容ライト脱毛エステティシャンとは、日本エステティック振興協議会が認めるエステティシャンの資格を有する者で、日本エステティック振興協議会が実施する「認定美容ライト脱毛技術者講習会」の認定試験に合格・登録し、同協議会が発行する「エステティック業統一自主基準」及び「美容ライト脱毛自主基準」に従って美容ライト脱毛を行う者をいう。

I. 関連法令等の遵守

美容ライト脱毛を行うサロン及びエステティシャンは「エステティック業統一自主基準」に定められた関連法令等で定められている各種条項及び契約履行等に関わる事項を遵守し、かつ、そのトリートメントは平成13年11月8日付厚生労働省医事課長通知（医政医発第105号）「レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は医行為」とする内容に抵触しない範囲で安全に行わなければならない。

II. 営業に関する基準

美容ライト脱毛に関する営業は、「エステティック業統一自主基準」及び下記の項目を遵守するものとする。

1. 美容ライト脱毛サービスの提供にあたっては、消費者の希望、予定等を確認した上で、消費者に正しい情報提供、及び説明を十分に行わなければならない。
2. 美容ライト脱毛を行う者は、消費者の安全を確保するために消費者の健康状態、肌質、毛質に関する事項を把握し記録しなければならない。
3. 「セルフ脱毛」は危険が伴うため行わない。
4. 外性器及び肛門部に直接触れるおそれのあるトリートメントは行わない。
5. 未成年者の脱毛トリートメントは、親権者の同意を得てから行う。
6. 美容ライト脱毛機器は、日本エステティック振興協議会「美容ライト脱毛機器適合審査制度」に適合した機器を使用する。
7. 中古機器を導入する場合、正規の製造販売事業者或いは輸入販売事業者の品質確認、メンテナンスサービス、講習会、部品供給などについて評価・確認することが望ましい。

8. エステティックサロンは、消費者からの相談を受け付ける専用の窓口（担当者）を設けなければならない。また、各地方自治体の消費生活センター、及び日本エステティック振興協議会の「エスティック消費者相談センター」並びに「美容ライト脱毛相談室」の相談窓口担当者の求めに応じた調査・確認の要請対応に協力しなければならない。

III. 広告に関する基準

美容ライト脱毛に関する広告表示については、「エスティック業統一自主基準」及び前記美容ライト脱毛の定義に沿った内容とする。

IV. 基本業務に関する基準

1. 美容ライト脱毛のトリートメントは認定美容ライト脱毛エスティシャンが行わなければならない。

2. 安全管理

- ①エスティックサロンには、美容ライト脱毛安全管理責任者を置かなければならない。
安全管理責任者は、認定美容ライト脱毛エスティシャンから選任する。
- ②安全管理責任者は、下記の「機器の日常点検と定期点検」に従い、機器の点検を行う。

V. 衛生管理に関する基準

公益財団法人日本エスティック研究財団の「エスティック営業施設の自主衛生基準」に準じ、施設・設備・機器・備品等の清掃・洗浄・消毒を励行して衛生の維持・向上を図り、全ての消費者及び美容ライト脱毛を行う者の安全と健康の確保に努める。